令和８年度南魚沼地域振興局除排雪等業務委託仕様書

この仕様書は、南魚沼地域振興局除排雪等業務委託契約の施行に適用し、以下に定めのない事項については、甲の指示によるものとする。

１　目的（第１条）関係

（１）除雪準備・片付け

除雪ポールの設置及び撤去は乙が行うものとする。

なお、振興局所有の除雪ポールを使用できるものとし、除雪ポールが不足する場合は、乙所有の除雪ポールを使用するものとする。

（２）振興局敷地内及び集合公舎への乗り入れ道路の除雪

ア　別紙図面「除雪箇所」において、午前４時頃に１０㎝程度の積雪を確認した場合に除雪を行うこととし、除雪要否の判断は乙が行うものとする。

イ　前記アにおける除雪は、午前７時３０分までに完了するものとする。

ウ　除雪箇所のうち、外来駐車場は閉庁日の除雪は行わない。

ただし、翌開庁日の除雪に支障がある場合、甲の許可を受け、除雪を行うことができる。

エ　除雪した雪は、原則、別紙図面「堆雪帯」に堆積させること。

なお、堆積の状況等により、堆雪帯への堆積が困難な場合に限り、甲の許可を受け、「第２堆雪帯」に堆積させることができる。

オ　上記の他、降雪の状況等により、甲は乙に対し除雪の指示をすることができる。

（３）建物の除雪

ア　別紙図面「本館」「分館」「利雪棟」「車庫棟」及び「自転車小屋」の屋根について、除雪を行う。

イ　前記アに基づく除雪の実施に当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

（４）第２堆雪帯の雪割り

ア　別紙図面「第２堆雪帯」について、雪割りを行う。

イ　前記アに当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

（５）市道側敷地の雪庇処理

ア　別紙図面「市道側敷地」について、雪庇処理を行う。

イ　前記アに当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

（６）排雪

ア　堆雪帯及び第２堆雪帯に堆積させた雪の排雪の実施に当たっては、甲の判断により乙に指示をする。

イ　排雪する雪の処理に当たっては、甲の指定する日にダンプトラックで雪捨場に運搬、投雪し、適切に処理を行う。

（７）利雪棟への雪投入

ア　別紙図面「堆雪帯」に堆積させた雪を、利雪棟内に投入する。

イ　前記アに基づく投入の実施に当たっては、堆雪帯の堆積状況等により、甲乙協議のうえ日程を調整し行うものとする。

（８）留意事項

ア　除雪等の実施に当たっては、乙は安全確保のための適切な措置をとることとする。

イ　別紙図面「降雪深計」には雪を堆積しないこと。
ウ　別紙図面「渡り廊下」の下に通路を確保し、また雪を「渡り廊下」西側に堆積しないこと。
エ　別紙図面「出入口」付近の雪を処理し、視認性を確保すること。

２　委託料（第３条）関係

（１）除雪機械等の追加
ア　降雪の状況等により、甲乙協議の上、新たな除雪機械等を追加または変更することができる。
イ　新たな除雪機械等を追加または変更する場合の契約単価は、入札額に対する設計額の比率（請負比率）に設計単価を乗じた額とする。

（２）契約単価の変更
ア　降雪の状況等により、夜間作業が日中作業に及んだ場合には、甲乙協議の上、契約単価を変更することができる。

（３）固定費
ア　固定費は４か月分とし、１月以降に乙の請求に基づき一括で支払うものとする。

３　損害の負担（第５条）関係

（１）施設等に損害を与えた場合
ア　乙は、甲の管理する施設等に損害を及ぼしたときは、速やかに甲に報告しなければならない。
イ　前記アの場合、委託料の支払いは、原則、損害した箇所を乙が修繕し、修繕の完了を甲が確認した後に行うものとする。

４　業務の検査（第７条）関係

（１）業務の状況の報告
ア　乙は、業務を行った都度、実施した内容を甲に報告する。
イ　乙は、作業日報など、検査に必要な報告書類について、甲の指定する日までに甲へ提出しなければならない。
ウ　前記イの報告書類には、作業写真を添付すること。